令和７年度社会福祉施設等施設整備計画書類記入要領

１　共通事項

　・　所定の欄に記載しきれない場合には、別紙扱いとすること。

　・　各書類に定める添付書類については忘れず提出すること。また、添付書類以外に整備計画等を確認できる書類がある場合には適宜提出すること。

２　様式１関係

○　基本的事項

・　施設種別については、「生活介護」、「宿泊型自立訓練」、「就労継続支援」、「共同生活

援助」等と記入すること。

・　規模･構造については、鉄筋・鉄骨・ブロック・木造及び平屋建・２階建の区分により記載すること。また、面積については、延床面積を記載すること。

　・　設置主体については、新設法人で名称が未定の場合は「未定」と記載し、仮称の場合は名称の冒頭に「（仮称）」と記載すること。また、その場合、所在地には代表者の住所を記載すること。

　・　既存施設の処分方法については、整備区分が移転改築等の場合に記載すること。

○　施設整備の必要性、整備予定地の選定理由

　・　施設整備の必要性については、待機者の状況、在宅サービスの活用状況等当該施設の整備が必要であると考える理由を具体的かつ簡潔に記載すること。

　・　整備予定地の選定理由については、施設の分布状況、用地確保状況、関係市町村意見及び地域住民の意見等の調整状況などを踏まえて、当該施設の整備が必要であると考える理由を具体的かつ簡潔に記載すること。

　○　土地利用の規制状況

・　整備予定地について、農地法、都市計画法等の法的土地利用規制状況とその規制解除の見込み及び整備予定地内の水路等の国有地の使用許可または払下げの見込み(スケジュール等)等について具体的に記載すること。

　○　土地形状・安全性の状況

・　整備予定地の現状（平地・傾斜地・起伏のある土地等）及びその周辺の状況（山・川・谷・崖・沼・池等に面している等）について記載すること。また、地番を付した公図等を添付し、予定地を明示すること。

・　一般的な外観等のほか、地すべり防止区域等法律又は地域防災計画等において災害発生の恐れのある地域として指定されている地域となっていないかを市担当課に確認し、該当のある場合は記入すること。

　　・　整備予定地が遺跡等の埋蔵地域となっていないかを市担当課に確認し、該当のある場合は記入すること。

　○　電気・水道の確保

　　・　電気、水道の有無及び整備予定地までの電気、水道の距離と工事費用（財源）確保の状況について記載すること。

　○　排水路の状況

　　・　排水路の有無及び整備予定地までの排水路の距離と工事費用（財源）確保の状況について記載すること。なお、利用について団体の同意等が必要な場合は、その話し合いの状況も記載すること。また、下水道の開通予定の状況について、市担当課に確認すること。

○　取付道路・交通事情

・　取付道路設置の必要性の有無及び整備予定地までの道路（国道・県道・市町村・私道）の幅・距離と工事費用（財源）確保の状況について記載すること。

　○　地域住民との話合い

　　・　施設整備に係る地域住民（町内会等）への対応状況について記載すること。

３　様式３関係

○　総事業費について

・　総事業費については、実行単価（実勢価格）により算出すること。

　　　　なお、取付道路等の外構工事については、補助対象外事業費の欄に記入すること。

　　また、設置主体が補助対象外の工事を単独実施する場合等についても、補助対象外事業費の欄に記入すること。ただし、外構工事費とは区別して記載すること。

　○　国庫補助基準額について

・　国庫補助基準額については、国庫補助金交付要綱に記載の補助基準単価等によること。

　○　資金計画について

　　・　その他の補助金については、財源欄に予定している補助金の名称等を記載すること。

　　・　寄付金、借入金については、財源欄に寄付者の氏名と寄付金額、借入先と償還期間等を記載すること。

・　借入金については、償還計画等一覧表（様式７）を作成すること。

また、原則として独立行政法人福祉医療機構からの借入によることとし、借入金額の算出根拠を別添として添付すること。（様式８）

・　独立行政法人福祉医療機構からの借入金を贈与金により償還する場合、償還贈与者に理事長が加わっており、かつ償還贈与者の所得による贈与限度額は、課税所得の１／４以内とすること。また、償還贈与者の年齢が６１歳以上の場合は、６０歳以下の承継者をたてること。